

# 放課後児童クラブの安全対策に関する調査結果

## 調査の概要

総務省中部管区行政評価局は、行政評価局として初めて、放課後児童クラブの安全対策等について調査を実施しました。

この調査は、災害や事故・ケガ等が発生した場合の備えを中心に、放課後児童クラブの安全に関する取組状況及び市町村からの支援状況を実地調査し、その実態を明らかにするために実施したものです。

この度、調査結果を取りまとめましたので、その内容を公表します。

## 主な調査結果

<p>1 災害や事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの作成等の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査した施設の約3割でマニュアル等が未作成であり、これらは全て民立の施設</li> <li>○ 民立の施設では、マニュアルの作成に当たっての情報等が少なく苦慮</li> <li>○ 施設からは、マニュアルなどの作成に係る助言等を行政機関に求める意見あり</li> <li>○ マニュアルを作成している施設の6割強で職員へのマニュアルの周知が不徹底</li> </ul>
<p>2 施設を取組状況 (1) 災害発生時に備えた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時の対応で重要と考えられる項目（組織体制（役割分担等）、避難場所・経路の設定、災害発生直後の基本行動及び避難判断、保護者への連絡・引渡し、関係機関との連絡体制）は、項目によって取り決めていない施設がみられたが、各項目において工夫して取り組んでいる施設もあり（参考となるような取組事例を結果報告書で紹介）</li> <li>○ 想定され得る災害の種類ごとに防災訓練を実施していない施設あり また、大規模な地震を想定し、施設から離れた避難場所への避難訓練を実施していない施設あり</li> </ul>
<p>(2) 事故・ケガ等発生時に備えた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故・ケガ等発生時の対応で重要と考えられる項目（対応手順、応急処置の方法、医療機関への受診（救急搬送含む。）、保護者への連絡・対応）は、項目によって取り決めていない施設がみられたが、各項目において工夫して取り組んでいる施設もあり（参考となるような取組事例を結果報告書で紹介）</li> </ul>

実施期間：令和3年6月～4年3月

対象機関：愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊川市  
これらの市に所在する放課後児童クラブ（93施設を抽出し書面調査。その中の22施設を実地調査）

【照会先】 評価監視部 第1評価監視官 成田

電話：052-972-7425 FAX：052-972-7450

メール：chbhyk01@soumu.go.jp

<https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu.html>

# 1 災害や事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの作成等の状況

詳細は結果報告書(P22~30)参照

## 調査結果① 災害や事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの作成、周知・共有状況

- 【調査の視点】 ● 放課後児童クラブ運営指針には、放課後児童クラブは、災害や事故・ケガ等の発生時の対応に関するマニュアルを作成することと定められているが、作成に当たっての具体的な指針等は国等から示されていない。
- また、災害や事故・ケガ等の発生時には迅速な対応が求められるが、マニュアルを確認しながら対応する余裕はないため、事前にマニュアルを全ての職員に周知徹底し、その内容を職員間で共有しておくことが重要

### 【主な調査結果】

#### (マニュアルの作成状況)

- 調査した6市に所在する放課後児童クラブから抽出した施設に書面調査を実施。その中から選定した22施設を実地調査
- 実地調査した22施設の約3割の施設でマニュアル等が作成されていない(災害7/22施設、事故・ケガ等7/22施設)。
- 書面調査で災害や事故・ケガ等発生時の対応マニュアルを「作成している」と回答している施設において、実地調査によりマニュアルの作成状況を確認したところ、**災害は5施設**(書面調査20施設⇒実地調査15施設)、**事故・ケガ等は3施設**(書面調査18施設⇒実地調査15施設)でマニュアルを作成していなかったり、マニュアルとしての役割が果たされていない資料等をマニュアルと認識していたことが判明

各施設が作成している  
マニュアルの例→



今回調査した市でも、施設に対してマニュアルの作成の有無を書面や聴き取り等で把握しているが、立入検査時等で、施設が作成しているマニュアルの内容を詳細に確認していないことから、当局の調査結果と同様に、施設の中には、マニュアルを作成していると認識しているものの、実際には作成されていない施設があることが想定される。

区分	実地調査施設数(a)	書面調査		実地調査	
		作成していると回答	作成している	作成していない(b)	未作成の割合(b/a)
①災害時対策	22施設 (公立9、民立13)	20施設 (公立9、民立11)	15施設 (公立9、民立6)	7施設 (民立7)	31.8%
②事故・ケガ等発生時	22施設 (公立9、民立13)	18施設 (公立9、民立9)	15施設 (公立9、民立6)	7施設 (民立7)	31.8%

- マニュアルの設置形態別の作成状況は、公立の施設に比べ**民立の施設の作成が低調**。マニュアルの作成に当たってのよりどころ等をみると、公立の施設は「市や運営委託事業者が作成したマニュアルを使用」としている施設が多く、**民立の施設は「他施設やインターネットなどの情報を入手して独力で作成」と**している施設が多くみられ、**マニュアルの作成に当たっての情報等が少なく苦慮**している。

#### ○ 調査した施設から次のような意見あり

「マニュアルを独力で作成する情報や体制がない」、「マニュアル自体がどのような内容を必要とするのか分からなかった」、「独力で作成しているため、マニュアルの内容が正しいものなのか不安な面がある」、「行政からマニュアルの作成例等を示してほしい」

#### (マニュアルの周知・共有状況)

- マニュアルを作成している施設において、マニュアルの周知・共有状況をみると、施設の全ての職員に配布等をせずに、施設内に備え付けているのみで、その内容の**周知及び共有が徹底されていない施設が6割強**みられた。

マニュアルを作成施設	全職員に周知・共有されている (マニュアルを全ての職員に配布等)	全職員に周知・共有が徹底されていない
18施設 (100%)	7施設 (38.9%)	11施設 (61.1%)

○ マニュアルを全職員に配布している施設の中には、定期的に職員間でマニュアルの読み合わせ等を行い、周知の徹底を図っている施設もあり

- 【当局の見解】 ● 施設においてマニュアルの作成が推進されるために、各施設のマニュアルの作成状況を正確に把握した上で支援することも一方策
- 災害や事故・ケガ等の発生時の対応において、全国で規範となるマニュアルの指針や作成例等を示しておくことは、施設全体の質の向上を図る上で有益なことと考えられ、国レベルで示していくことも一方策
  - マニュアルの内容は、職員が時間の経過とともに忘れてたり、職員の入れ替わり等により、共有されなくなることが考えられるため、マニュアルを全ての職員に配布することや定期的に内容の確認を行っていくことも一方策

## 2 施設の取組状況

詳細は結果報告書(P31~66)参照

### (1) 災害発生時に備えた取組

#### 調査結果① 災害発生時に備えた取決め状況

【調査の視点】放課後児童クラブの活動中に災害が発生した際には、迅速かつ適切な対応が必要とされ、全ての職員が行動できるよう対処すべきことを事前に取り決めておくことが重要

#### 【主な調査結果】

● 災害発生時の対応に当たり、特に重要と考えられる次の5項目について、施設の取決め状況を確認（実地調査22施設）

##### ① 組織体制（役割分担等）

災害発生時に備えて、施設の規模や形態などに応じた職員の役割分担等を事前に検討しておくことが重要

・ 災害発生時の役割分担等を取り決めていない施設は**8割弱**（17/22施設）  
・ 取り決めていない施設の中には、役割分担を簡潔に整理した分担表などを作成している施設がみられた。

##### ② 避難場所・経路の設定

安全・迅速に避難するためには避難場所・経路を事前に定め、関係者間で共有しておくことが重要

・ 避難場所（小学校・公民館等）までの避難経路は、多くの施設で取り決められているが、一つの経路が使えなくなることを想定し、**複数の経路を取り決めて**いるのは**1施設のみ**

##### ③ 災害発生直後の基本行動及び避難判断

災害発生直後に慌てないためにも、災害の種類や発生場所の状況ごとに取るべき基本行動や避難判断の目安等を整理しておくことが重要

調査結果

・ 地震、火災の発生直後の基本行動を取り決めていない施設は、**地震が4割強、火災が6割強**（地震：9/22施設 火災：14/22施設）  
・ 地震の際に施設から離れた避難場所等への避難判断の目安等を取り決めていない施設は**7割強**（16/22施設）

##### ④ 保護者への連絡・引渡し

児童を保護者等に安全確実に引き渡すためには、事前に災害のケースに応じた引渡方法や連絡手段を決めておき、情報を共有しておくことが重要

・ 施設での引渡しは、全ての施設で取り決められているが、避難場所など、施設外での引渡しを取り決めていない施設は**5割強**（12/22施設）  
・ 連絡手段は、迅速に伝えるために有効な携帯端末等の一斉配信による施設が7割弱みられる一方、電話の個別通話による施設が3割強

##### ⑤ 関係機関との連絡体制

施設の開所中に災害が発生した際には、外部との連絡に備えて、関係機関の連絡先一覧等を作成するなど、連絡体制を整備、共有しておくことが重要

・ 関係機関の連絡先一覧等を作成するなどの連絡体制を整備していない施設は、**4割強**（9/22施設）  
・ 取り決めていない施設の中には、迅速な連絡をするため、施設の事務室内に連絡先一覧等を掲示している施設がみられた。

● 施設における災害種類ごとのマニュアルの作成状況を確認（実地調査22施設）

災害時対策マニュアルについては、地震、火事、気象災害など、その種類ごとに対応が異なることから、想定され得る災害事象に応じた作成が必要

調査結果

・ 想定され得る災害事象が網羅されたマニュアルを作成しているのは**5割弱**（10/22施設）

全て網羅	地震について作成	火災について作成	気象災害について作成
<b>10施設</b>	15施設	11施設	12施設

（注）実地調査22施設中7施設は、災害時対策マニュアルを未作成

【当局の見解】 ● 災害発生時の対応で重要と考えられる項目を取り決めていない施設では、災害が発生した際には職員がその時々状況に応じて判断する等としているが、対応すべきことは多岐にわたっており、全ての職員が緊急時に慌てることなく迅速かつ適切に対応するためには、これらの事項について取り決めておくことも一方策

⇒ **当局が実地調査で把握した中で、災害時の対策について参考となるような取組事例を結果報告書で紹介**

● 災害は、その種類ごとに対応が異なることから、想定され得る災害事象に応じたマニュアルを作成されることも一方策

# 【取組事例】 (調査結果① 災害発生時に備えた取決め状況)

## 1、役割分担

職員全員が勤務する時間が少ないことから、役割のみ設定。  
その場にいる職員で臨機応変に対応する。

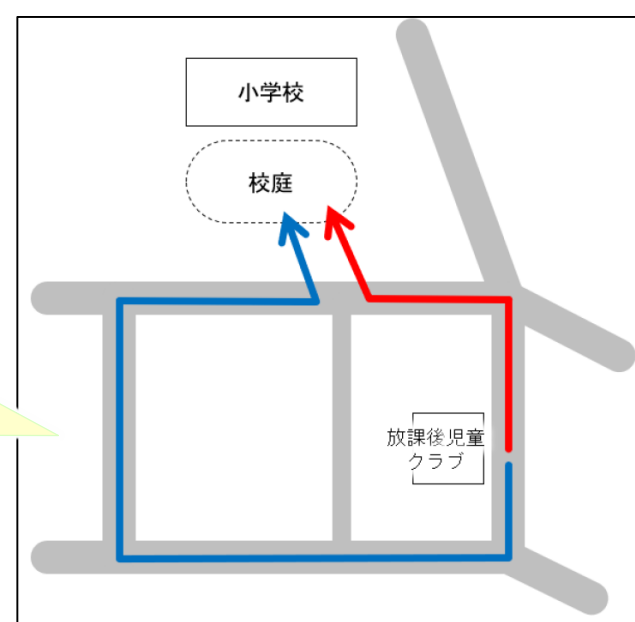
役割	支援員①	支援員②	支援員③
1 児童の緊急避難・保護	○	○	○
2 安否確認、応急処置	○		○
3 施設整備の被害状況点検		○	
4 避難所への誘導			
① 避難先の掲示		○	○
② 避難時持ち出し品の携帯		○	○
③ 避難所への移動	○ (最後尾)	○ (先頭)	
5 保護者への連絡 (一斉メール)	○	○	
6 関係機関への連絡	○		
7 災害関連情報の収集・提供		○	○

### ○ 組織体制 (役割分担等)

マニュアルの中で、災害時に必要となる役割等を簡潔に整理し、どの職員が勤務しても、即座に対応できるように、事前に役割分担を定めている。

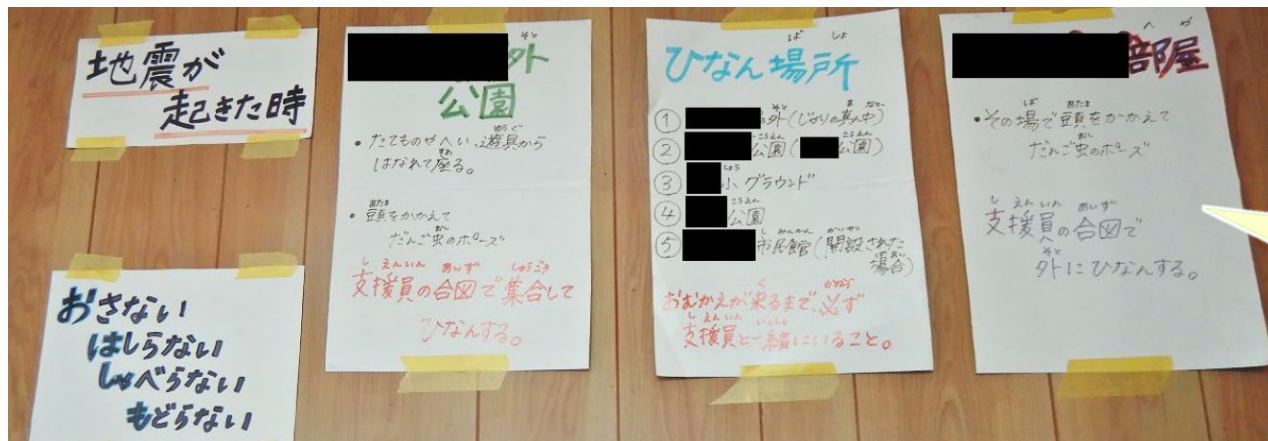
### ○ 避難場所・経路の設定

避難場所までの第一経路が災害により、使えなくなることを想定し、複数の避難経路をマニュアルの中で設定している。



### ○ 災害発生直後の基本行動

地震発生時の取るべき行動や避難場所を簡潔に整理し、被災時にすぐ対処できるように、施設内の目に付くところに掲示しており、児童目線で見ても分かりやすいものとなっている。



## 調査結果② 防災訓練の実施状況

【調査の視点】 放課後児童クラブ運営指針には、放課後児童クラブは、災害時に備えて迅速に対応できるよう防災訓練を定期的実施することが求められており、地震、火災、気象災害など様々な災害の具体的な規模を想定して防災訓練を行うことが重要

【主な調査結果】 実地調査した22施設の中には、地震、火災、気象災害など災害の種類ごとの防災訓練が実施されていない施設がみられたほか、避難訓練において大規模な地震や水害を想定して施設から離れた避難場所（災害対策基本法の緊急避難場所に相当するもの）への訓練が実施されていない施設がみられた。

防災訓練の実施		災害の種類ごとの防災訓練		一時退避場所までの避難訓練		避難場所までの避難訓練	
実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施
22施設	0施設	17施設	5施設	22施設	0施設	13施設	9施設

- 訓練メニューなどを工夫して、次のような取組を行っている施設もあり
- ・ 防災訓練の年間計画を立て、災害の種類ごとに避難訓練を実施
- ・ 防災に関する講話・ビデオ視聴など、教育的要素を取り入れた取組を実施
- ・ 伝言ダイヤルにより保護者等に伝達する訓練を実施

【当局の見解】 防災訓練については、様々な種類の災害を具体的に想定し実施することも一方策

# (2) 事故・ケガ等発生時に備えた取組

## 調査結果① 事故・ケガ等発生時に備えた取決め状況

【調査の視点】 放課後児童クラブの活動中に事故・ケガ等が発生した際には、迅速かつ適切な対応が必要とされ、全ての職員が行動できるよう対処すべきことを事前に取り決めておくことが重要

### 【主な調査結果】

● 事故・ケガ等発生時の対応に当たり、特に重要と考えられる次の4項目について、施設の取決め状況を確認（実地調査22施設）

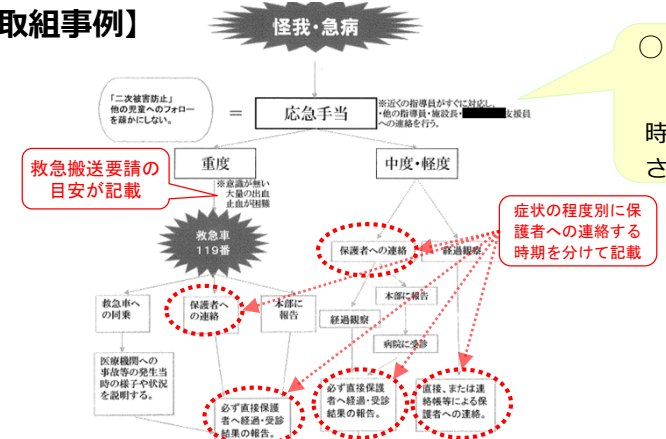
- ① **事故・ケガ等発生時の対応手順**  
迅速に対応が行えるよう、対応すべきことを明確にし、その手順を事前に取り決めておくことが重要
- ② **応急処置の方法**  
初期対応として、緊急時に慌てないために、事前に具体的な応急処置の方法を整備しておき、共有しておくことが重要
- ③ **医療機関への受診（救急搬送含む。）**  
慌てずに迅速に対応するために、救急搬送要請や医療機関への受診の判断の目安等を事前決めておくことが重要
- ④ **保護者への連絡・対応**  
児童に事故・ケガ等が発生した際には保護者等に連絡し、児童の状態等について説明することが求められ、事前に保護者への連絡や対応方法を決めておくことが重要

調査結果

- ・事故・ケガ等発生時の対応手順を取り決めていない施設は**3割弱**（6/22施設）  
・取り決めていない施設の中には、対応手順をフロー図化したり、施設内に貼り出すなどの工夫をしている施設がみられた。
- ・応急処置の方法を整備していない施設は**3割強**（7/22施設）  
・整備している施設では、マニュアルや施設独自の資料、市から提供された研修資料を活用するなどの方法で整備
- ・救急搬送要請の目安を取り決めていない施設は**5割弱**（10/22施設）  
・救急搬送以外で医療機関に連れて行くかの判断等を取り決めていない施設が**4割弱**（8/22施設）
- ・保護者に連絡する時期や方法を取り決めていない施設は**2割弱**（4/22施設）  
・取り決めていない施設の中には、事故・ケガ等が発生した際に一枚紙の報告書を作成し保護者に手交するなど症状や処置内容等を詳細・確実に伝える工夫をしている施設がみられた。

【当局の見解】 事故・ケガ等発生時の対応で重要と考えられる項目を取り決めていない施設では、経験豊富な職員や看護師等の資格を持つ職員が状況に応じて判断する等としているが、当該職員が不在時であっても、誰もが迅速かつ適切に対応するためには、これらの事項について取り決めておくことも一方策  
⇒ 当局が実地調査で把握した中で、事故・ケガ等発生時の対応について参考となるような取組事例を結果報告書で紹介

### 【取組事例】



○ **事故・ケガ等発生時の対応手順**  
事故の発生時の対応手順をフロー図化し、混乱時にも行うべきことが一見して分かるように整理されている。

○ **保護者への連絡・対応**  
事故・ケガ等の発生時には、症状や処置内容等を確実に伝えるため、「報告書」を作成し、保護者に手交。口頭で伝達するよりも詳細に状況や対応経過が報告でき、報告漏れを防ぐ効果がある。

## 【参考】放課後児童クラブの概況

### 制度の概要

- 放課後児童クラブとは、児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（放課後健全育成事業）を行う施設
- 放課後健全育成事業は、その地域の実情に応じて、市町村が主体となって実施

### 児童福祉法

- 放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後等に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。（第6条の3第2項）
- 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第6条の3第2項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。（第21条の10）
- 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。（第34条の8の2第1項）  
市町村が前項の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。（第34条の8の2第2項）

### 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

#### 【非常災害対策】

- 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。（第6条第1項）
- 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。（第6条第2項）

#### 【事故発生時の対応】

- 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。（第21条第1項）

### 放課後児童クラブ運営指針

#### 【防災対策（第6章2(3)）】

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

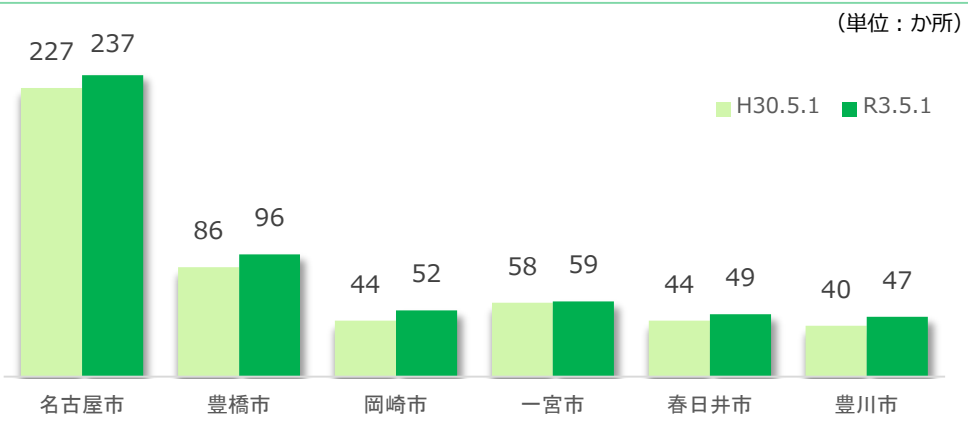
#### 【事故やケガの防止と対応（第6章2(2)）】

- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の中で共有する。
- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- おやつ提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。



## 放課後児童クラブ数

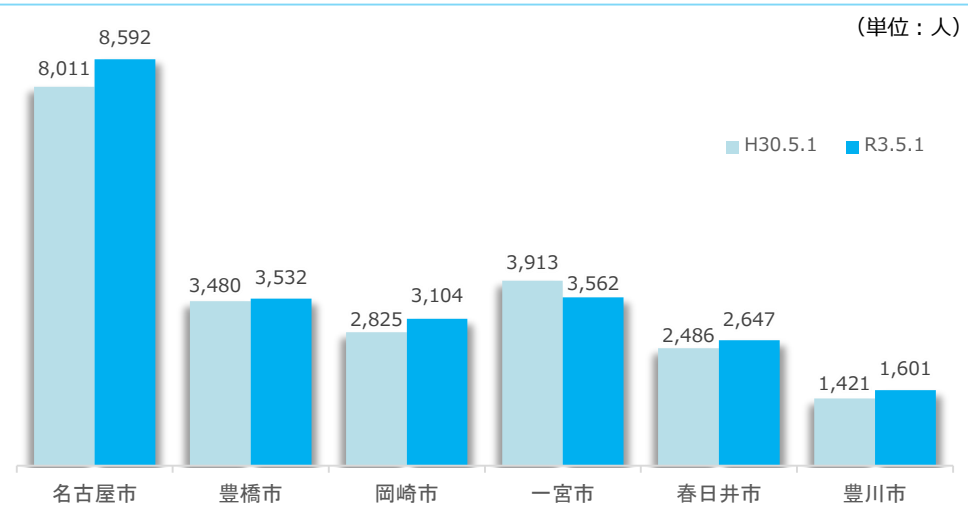
○ 調査した6市における放課後児童クラブ数は、3年前と比べ、いずれも増加している。  
 (参考) 愛知県内の放課後児童クラブ数：1,216か所 (令和3年5月1日現在。厚生労働省の公表資料による。)



(注) 当局の調査結果による。

## 放課後児童クラブ登録児童数

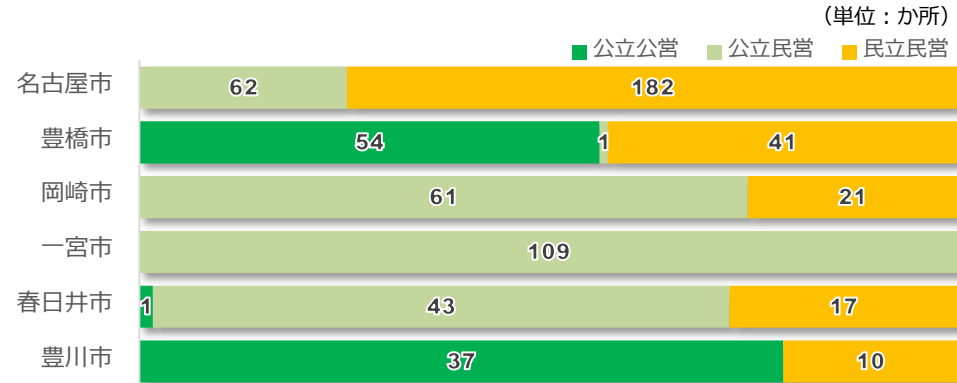
○ 調査した6市における放課後児童クラブの登録児童数は、3年前と比べ、一宮市を除きいずれも増加している。  
 (参考) 愛知県内の放課後児童クラブ登録児童数：60,660人  
 (令和3年5月1日現在。厚生労働省の公表資料による。)



(注) 当局の調査結果による。

## 放課後児童クラブの設置・運営形態

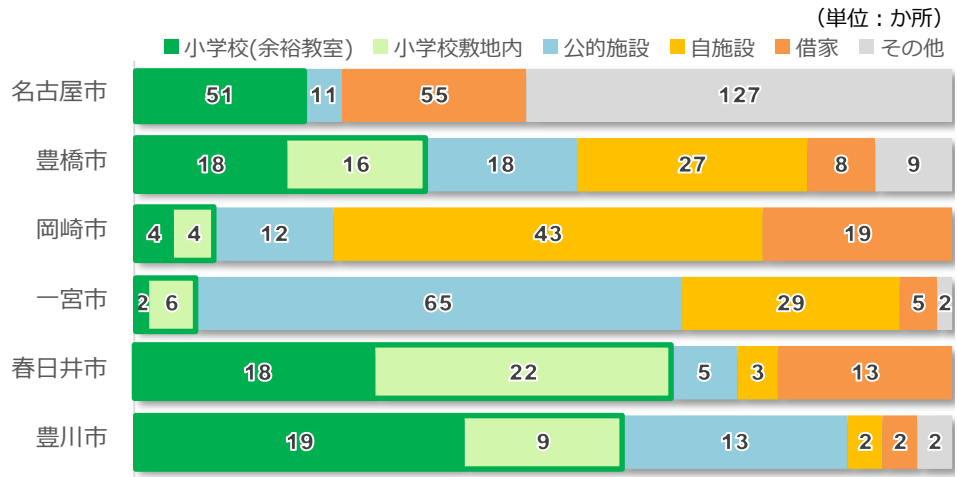
○ 調査した6市における設置・運営形態別の割合は、名古屋市では民立民営が多く、豊橋市では公立公営と民立民営がほぼ均衡、岡崎市、一宮市、春日井市は、いずれも公立民営が多い。豊川市では公立公営が多い。



(注) 1 当局の調査結果による。  
 2 数値は、令和3年5月1日時点の支援の単位数を示す。

## 放課後児童クラブの設置場所

○ 調査した6市における放課後児童クラブの設置場所は、小学校内又は小学校敷地内、公的施設、自施設や借家などに設置されている。



(注) 1 当局の調査結果による。  
 2 数値は、令和3年5月1日時点の支援の単位数を示す。